

Ⅲ-3 「みんなで紡ぐ」施策別基本計画



〔基本施策 - 1〕 町民の主体的活動と協働によるまちづくり

1 現状と課題

(1) 多様な主体の参画による地域活性化の推進

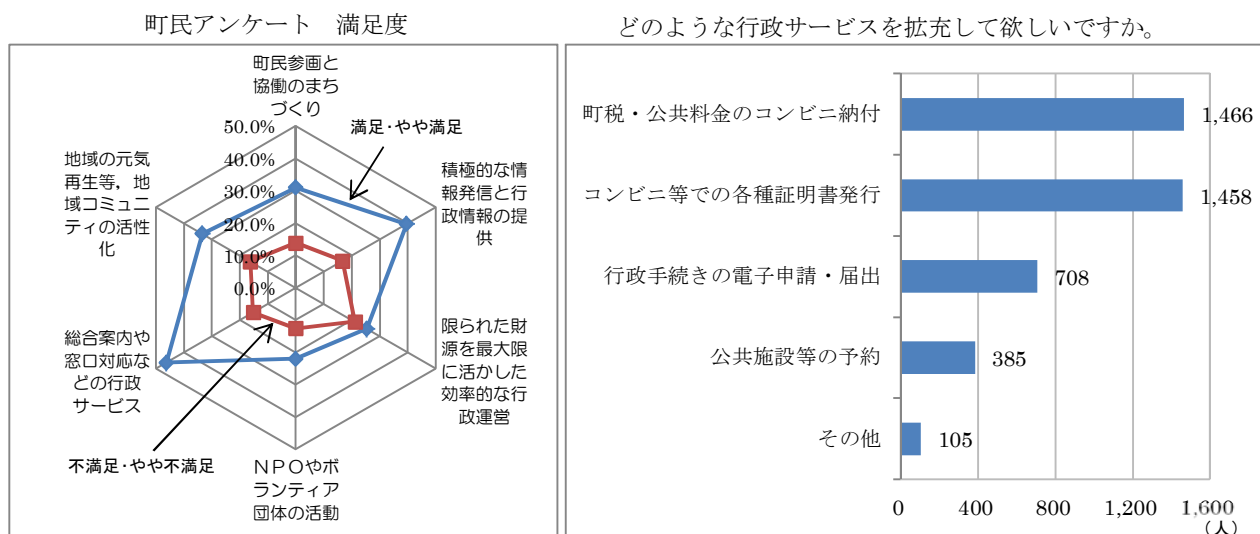
- ◆ 少子高齢化や住民ニーズの多様化・複雑化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、地域コミュニティをめぐる環境が変化しており、集落の機能・活力の低下など、様々な問題が生じつつあります。また、地域に住む人々が地域の課題を認識し共有しながら解決を図っていくことが求められています。

(2) 積極的な情報発信と広聴活動の充実

- ◆ 行政情報を入手する手段として活用されている広報紙は、より一層わかりやすく・親しまれる紙面づくりが求められるとともに、知りたい情報が的確に得られ、旬な情報を迅速に発信できるホームページづくりに取り組む必要があります。
- ◆ ますます多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、町民が積極的に参画できる仕組みづくりを更に促進する必要があります。

(3) ICT(情報通信技術)への対応

- ◆ 社会生活の多様化が一層進む中、情報提供や利便性の確保のため、ICT(情報通信技術)を活用した更なる住民サービス向上に取り組む必要があります。



2 施策の方向性

(1) 多様な主体の参画による地域活性化の推進

- ◆ 町民、NPOやボランティア、事業者、大学など、多様な主体による積極的な社会参画を推進するとともに、地域の課題解決のため、それぞれの役割と責任の下に協働によるまちづくりの推進を図ります。
- ◆ 地域づくり活性化計画を柱に、地域に語らいの場づくりを進め、地域の課題を町民と行政が共有するとともに、それぞれの役割に応じた取り組みを展開し、地域の元気再生・活性化に努めます。
- ◆ 様々な地域課題の改善を図るため、県・町主催の地域づくり研修会等の開催をはじめ地域おこし協力隊やコーディネーター等を地域に派遣するなど、地域リーダーの育成に努めます。

- ◆ 男女が性別や年齢等にとらわれることなく、個性を伸ばし、能力を十分に発揮できるような女性や高齢者の活躍の場を創出し、地域の活力を高める社会づくり、「男女共同参画社会の実現」に努めます。

(2) 積極的な情報発信と広聴活動の充実

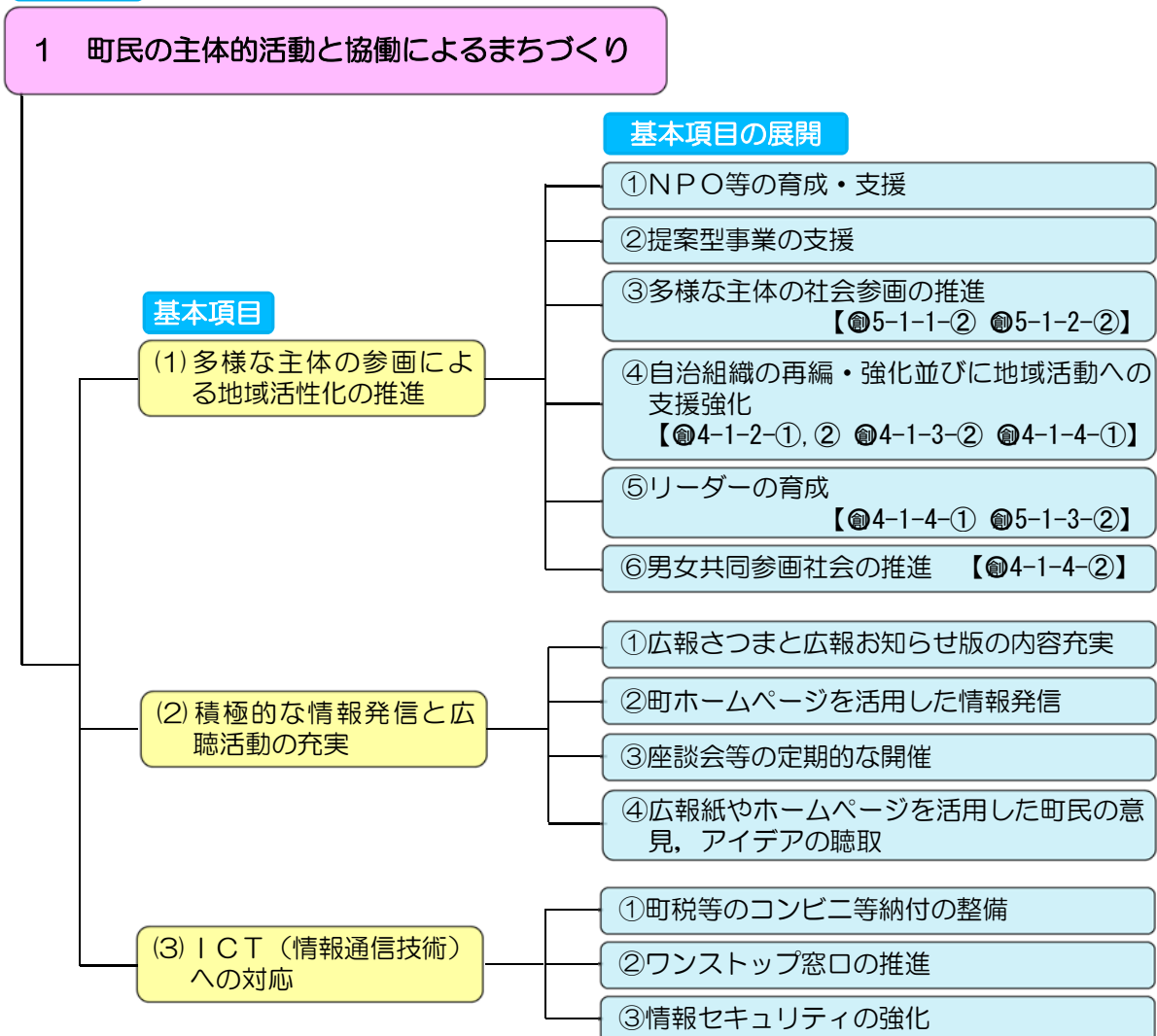
- ◆ 町政の情報発信源として広報紙「広報さつま」とお知らせ版を町民にわかりやすく、また親しまれる紙面となるよう内容充実を図ります。
- ◆ 町の魅力などの情報をホームページを活用してリアルタイムに発信し、本町のPRや知名度アップ等に努めます。
- ◆ 座談会等を定期的に開催し、町民や地域が抱える課題や問題点等について意見を集約するとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページ等を活用した意見聴取を行い、町民と行政の情報交換に努めます。

(3) ICT(情報通信技術)への対応

- ◆ コンビニ納付や自動交付機の整備など、新たなICT(情報通信技術)に対応した効率的な行政サービスの向上に努める一方、個人情報の保護や情報セキュリティの強化に努めます。

3 施策体系

基本施策



※④・・・「さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと



【広報さつま】



【住民協働による地域おこし活動】

4 成果目標

項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比較
町内のNPO法人数	7 団体	10 団体	3 団体増
公民会加入率 (公民会加入世帯/推計人口に基づく世帯数)	86.7%	88.0%	1.3%増
ホームページ閲覧件数	114 万件	150 万件	36 万件増
座談会参加者数	700 人	1,000 人	300 人増
地域づくり活性化計画に対する取組評価検討会の実施地区数	—	20 区 (全区)	20 区増
地域元気再生事業 (提案公募型) 実施団体数	7 団体	10 団体	3 団体増
総合戦略コーディネーター派遣地区数	—	3 か所	3 か所増
委員会等の女性登用率	15%	20%	5%増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民アンケート・座談会等を利用し、政策・施策の形成課程に参画しましょう。 ◆ 町からの各種出版物やホームページに掲載されている行政情報に関心を持ちましょう ◆ 自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持ち、積極的に地域活動、公民館活動に参加しましょう。 ◆ 地域の特性や課題に関心を持ち、不安や不便など、同じ地域に住む仲間として助け合いましょう。 ◆ 町民相互の親睦を図り、情報を共有しながら地域課題の解決に取り組みましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域活動に理解を深め、積極的に参加・協力しましょう。 ◆ マイナンバーなどの個人情報の漏えい防止に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民会加入の促進に努めます。 ◆ 町民との情報共有を図るため、広報紙やホームページ等の内容充実に努めます。 ◆ 地域活性化計画を柱に区公民館・公民会に対して、支援メニューを提供し、地域の活性化の促進に努めます。 ◆ 男女が等しく参画できる社会の構築のため、関係機関と連携して啓発などの働きかけに努めます。 ◆ 個人情報の管理を徹底し、情報セキュリティの強化に努めます。

〔基本施策 - 2〕 将来にわたる財政の健全化を推進するまちづくり

1 現状と課題

(1) 中長期的な財政運営の継続

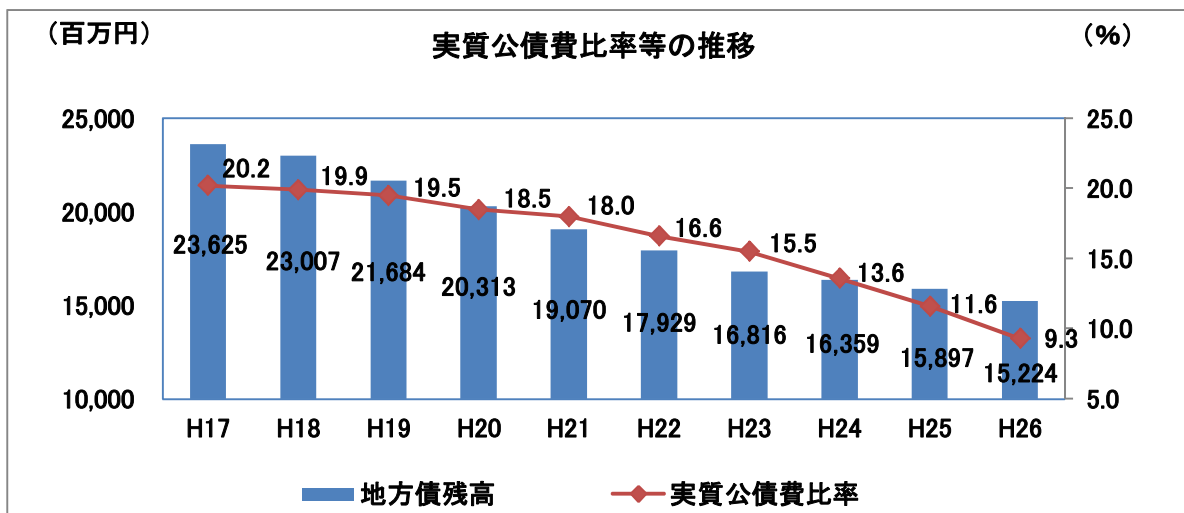
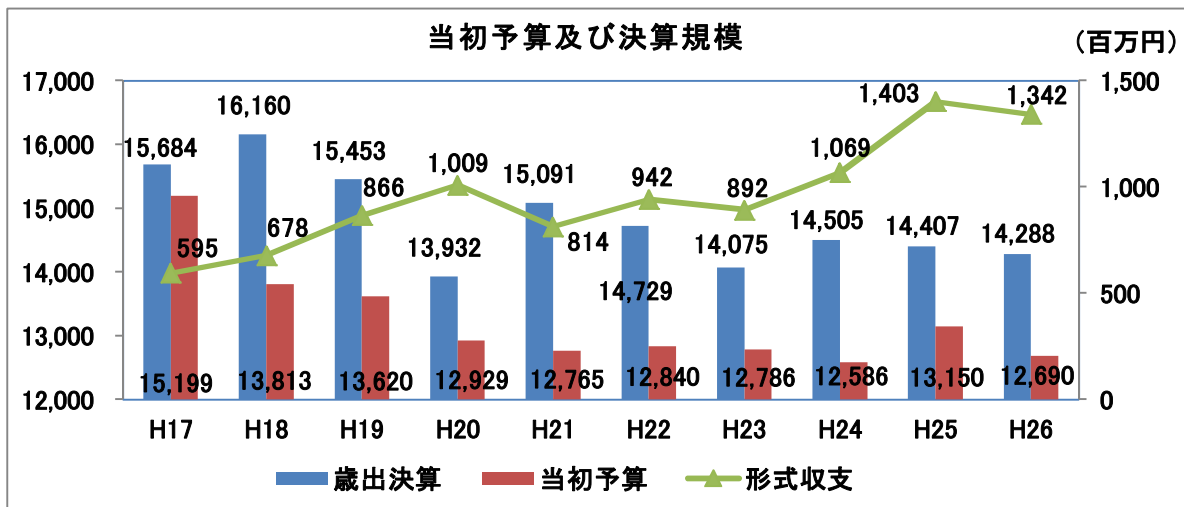
◆ 長引く景気の低迷、人口減少や税収の伸び悩み、地方交付税の見直しなどに加え、歳出面においても社会保障関係経費や特別会計への繰出金の増加、さらに、公共施設やインフラ施設の更新など、大規模な財政需要が予想され、本町を取り巻く環境は年々厳しさを増しているところです。

(2) 組織づくりと人材育成の実施

◆ これまで、3町合併から10年間に渡り、定員管理計画等に基づく組織再編や事務事業の見直し、民間委託等により職員数の削減を進めてきました。今後も普通交付税の段階的縮減や公共施設の維持管理など多くの財政需要が見込まれる中、行政サービスの水準を維持していくためには、一定の職員数の確保と組織体制づくりを進める必要があります。

(3) 効果的・効率的な行財政運営の推進

◆ 本町は、高齢化率が高く、保健福祉分野を中心に行政需要が多く見込まれる中、類似団体と比較し行政面積が広いため、人件費などの行政コストが多くかかる状況です。加えて、地方分権をはじめ、以前には無かった事務事業も増加しており、これまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められています。



2 施策の方向性

(1) 中長期的な財政運営の継続

- ◆ 地方税や普通交付税などの一般財源総額を意識し、歳入に見合った財政規模を基本としながら、引き続き起債計画の見直しや公共施設の管理など、将来負担を抑制するとともに、中長期的な視点から安定した財政運営に努めます。
- ◆ 課税客体を的確に把握し公平な課税を行うとともに、税及び使用料などの滞納徴収の強化に努めます。

(2) 組織づくりと人材育成の実施

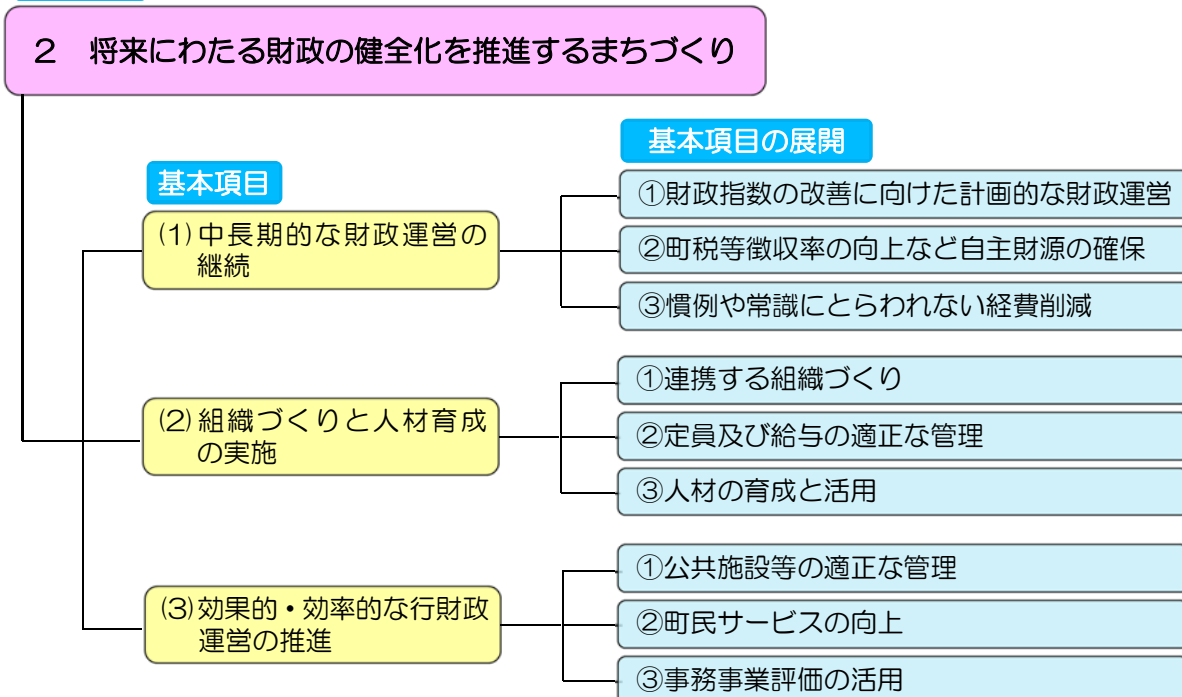
- ◆ 国の制度改正をはじめ、新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応するため、窓口の一本化など行政サービスの充実に努め、各課及び職員間の協力が敏速かつ弾力的に行える柔軟な組織づくりに努めます。
- ◆ 多様化、高度化する行政課題に敏速かつ的確に対応し、住民から信頼される職員を育成するため、職員研修を効果的に実施し、意識改革と能力開発を図ります。

(3) 効果的・効率的な行財政運営の推進

- ◆ 住民ニーズが多様化する中、町民の視点に立った事務手続き等の改善に努め、わかりやすく利用しやすい町民満足度を高める行政サービスの提供に努めます。
- ◆ 公共施設等総合管理計画により道路・水道等のインフラ資産を含む全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化対策を図ります。

3 施策体系

基本施策





【平成26年10月に落成した役場新庁舎】

4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
歳出決算規模	142億8,800万円	123億1,400万円	19億7,400万円減
経常収支比率	87.2%	99.2%	12%増
実質公債費比率	9.3%	6.7%	2.6%減
町税徴収率（現年度分）	98.97%	99.0%	0.03%増
公共施設保有面積	185,355 m ²	176,087 m ²	5%減

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設の有効利用と適正なコスト負担をお願いします。 ◆ 町税等は決められた納期内に納入しましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定管理者等による独自の経営手法の実践をしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種事業の地域間のバランスを考慮した予算配分に努めます。 ◆ 重複する施設の統合・整理と改修・更新コスト、維持管理コストの縮減に努めます。

〔基本施策 - 3〕 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり

1 現状と課題

(1) 子育て環境の充実

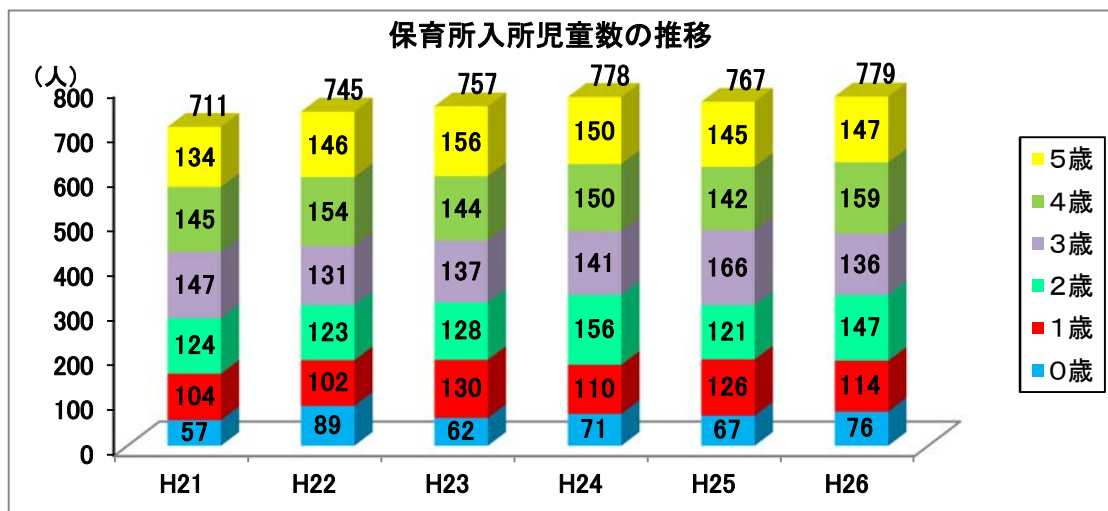
- ◆ 妊婦健康診査から乳幼児期に健康診査、健康相談、訪問活動及び乳幼児歯科健康診査、フッ素塗布などの実施により子育て環境の充実に努めていますが、核家族化が進み、1人で悩みを抱えている母親の増加、また、出生数の減少、低体重児の出産などへの対策が求められています。
- ◆ 核家族化や保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所入所児が増加しており、延長保育や休日保育・病児保育など保育ニーズの増加に加え、保育が必要な心身障がい児や丁寧な関わりを必要とする児童の増加への対策が求められています。

(2) 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 社会情勢の変化に伴い、近年、子育てに対する経済的負担感が大きいことから、医療費の助成や保育料の軽減などの経済的支援が求められています。

(3) きめ細やかな子育て支援

- ◆ 育児に関する悩みや、育児放棄・身体的児童虐待の相談や事案が多くなってきており、関係機関と連携した対策が求められています。
- ◆ 発達支援などを必要とする児童が増加傾向にあり、個別ケースに応じた専門的な支援が求められています。



2 施策の方向性

(1) 子育て環境の充実

- ◆ 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に図り、妊娠・出産から育児への継続的な相談・指導による支援体制の確保を図ります。
- ◆ 産後の母親に対して、産科病院又は助産施設等を利用し、宿泊型のサービスを提供するなど、出産に関する不安を解消し、安心して育児できるよう産後ケアの体制づくりに努めます。
- ◆ 保護者の就労と子育ての両立を支援するため、休日保育・延長保育・病児保育等の特別保育サービスの充実に努めます。

(2) 保護者の経済的負担軽減

- ◆ 中学校卒業までの子どもの保険診療にかかる医療費や，ひとり親家庭等の子どもと親の保険診療にかかる医療費，また，予防接種費用助成や不妊治療に係る費用の一部助成，保育料の軽減などにより，保護者の経済的負担の軽減を図ります。

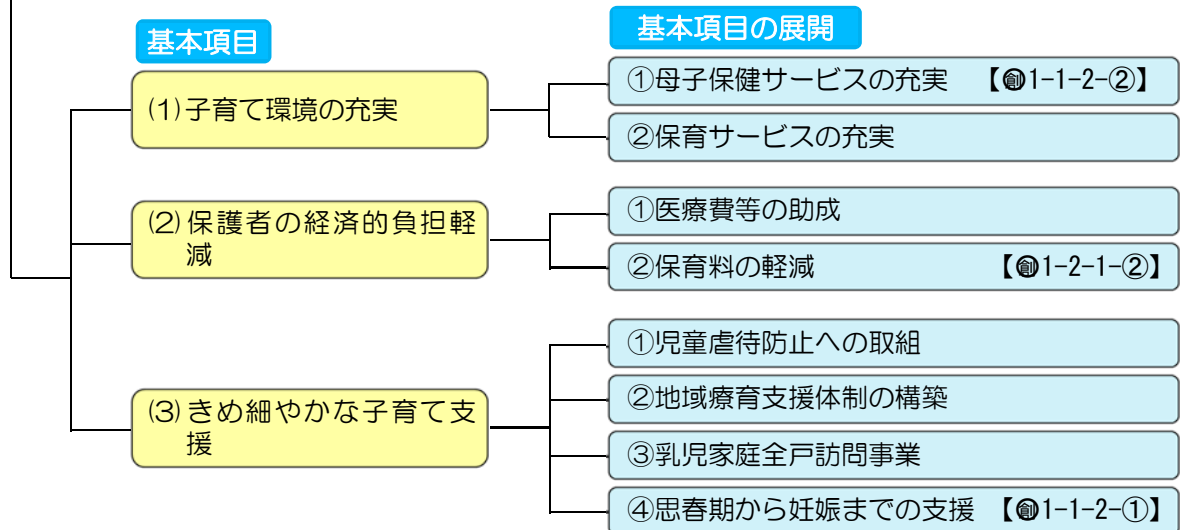
(3) きめ細やかな子育て支援

- ◆ 児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のため警察署，児童相談所，医療機関等との連携強化に努めます。
- ◆ 要保護・要支援児童について，保健師・保育所・医療機関・療育機関・学校と連携し，個々に合ったきめ細やかな支援の充実を図ります。
- ◆ 将来の父親・母親になる児童・生徒に対するいのちを育む教育や，保護者を対象にした育児フォーラムなど，充実した子育て支援に努めます。

3 施策体系

基本施策

3 子どもと親が安心して暮らせるまちづくり



4 成果目標

項 目	現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
乳幼児健診受診率	90%以上	95%以上	5%増
延長保育事業実施事業所数	4 か所	4 か所	維持
休日保育事業実施事業所数	2 か所	3 か所	1 か所増
病児保育事業実施事業所数	1 か所	1 か所	維持
いのちを育む教育実施校数	6 校	10 校	4 校増
産後ケア施設数	—	2 か所	2 か所増

5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てに関する不安感を、ひとりで抱え込まずに相談しましょう。 ◆ 自分の周りの子育て世帯について、困っていないか気を配りましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て世帯が働きやすい環境づくりに努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページ等を活用して、子育てに関する情報提供の充実を図ります。 ◆ 保育料の軽減と特別保育事業への取り組みを推進するなど、子育て環境の充実に努めます。

〔基本施策 - 4〕 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり

1 現状と課題

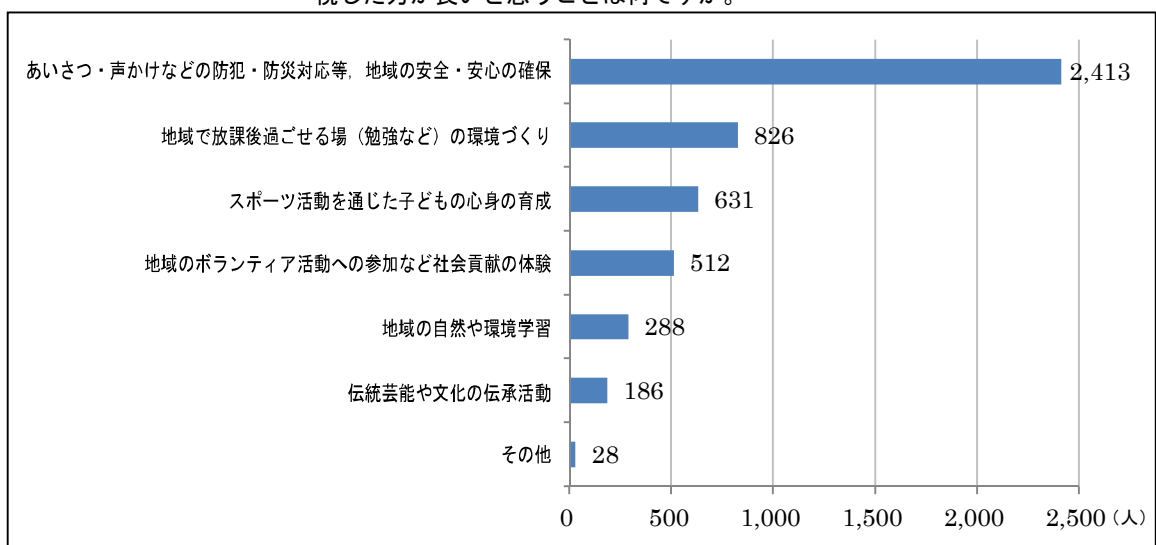
(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 未就園児を家庭で保育している世帯では、育児についての不安等を相談できず、地域での孤立化が懸念され、また、核家族化の進行により子育て力の低下がみられることから、これらの世帯への適切な支援が求められています。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 共働き家庭の増加等により学童保育のニーズが高まってきており、ひとり親家庭等の保護者の病気や入院、児童虐待等、一時的な保育を必要とするケースへの対策が求められています。

《町民アンケート結果》 問30 子どもたちを地域で見守る取り組みを進めていますが、地域で特に重視した方が良いと思うことは何ですか。



2 施策の方向性

(1) 子育てを支援する地域づくり

- ◆ 育児の仲間づくりを支援し、育児についての不安感などの解消を図るため、子育て支援拠点事業の充実に努めます。
- ◆ 若い保護者や核家族の保護者が地域で孤立しないよう、保健師、民生委員、子育て支援センター等の関係機関と連携し、相談・助言・情報提供を行える体制を整えるとともに、子育て世代包括支援センター等の設置による妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めます。
- ◆ 未就園児を対象とした交流保育の場を設け、保護者同士の交流や子育て情報の提供などに努め、情報共有できる機会の充実に努めます。

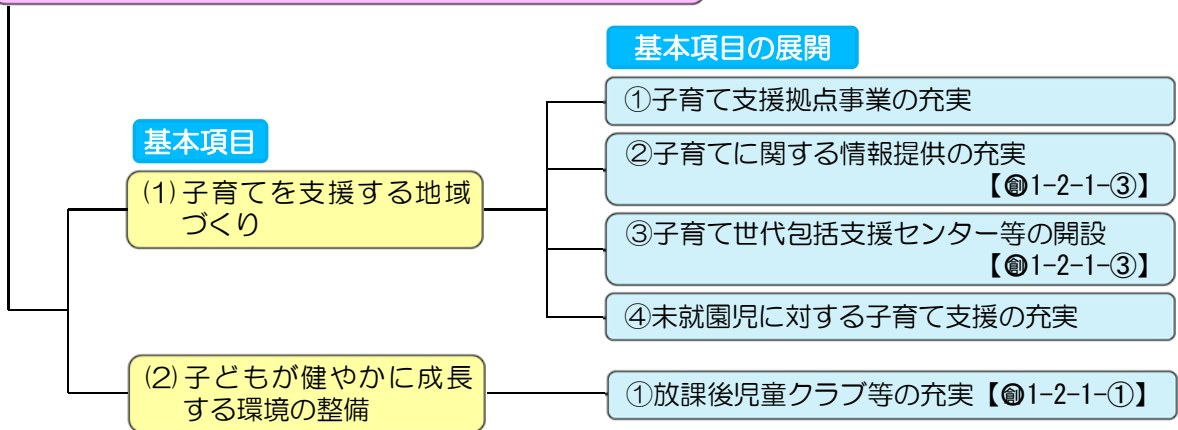
(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

- ◆ 放課後児童クラブ利用希望者の増加に対応できるよう、保育事業所、教育委員会、学校、地域と連携し、放課後児童クラブの設置・充実に努めます。
- ◆ 保育所での一時保育や児童養護施設への短期入所の活用に結びつくよう情報の周知に努めます。

3 施策体系

基本施策

4 まちのみんなで子育てを応援するまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
子育て支援拠点事業所数	2 箇所	2 箇所	維持
放課後児童クラブ設置数	4 箇所	9 箇所	5 箇所増
子育て短期支援事業施設数	2 箇所	2 箇所	維持
子育て世代包括支援センター等の設置数	—	1 箇所	新規開設

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	◆ 子どもと子育てをしている保護者に関心を持ち、困っている家庭があったら声かけしましょう。
事業者・NPO等	◆ 子育てに関する相談に応じたり、子育ての情報提供・放課後児童クラブの充実に協力しましょう。
行政	◆ 放課後児童クラブ・子育て世代包括支援センター等の設置に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

〔基本施策 - 5〕 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てるまちづくり

1 現状と課題

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 基本的な生活習慣が十分身に付いていないなど、家庭の教育力の低下が大きな課題となっています。
- ◆ 少子化や外で遊ぶ機会が少なくなり、自然とふれあう遊びや社会体験の不足、コミュニケーション能力の低下などの傾向が見られることから、育児サークル等のふれあいの場の環境づくりが求められています。
- ◆ 近年、特別な支援を要する児童が増加していることから、個々のケースに応じた適切な指導が求められています。

(2) 学校教育の充実

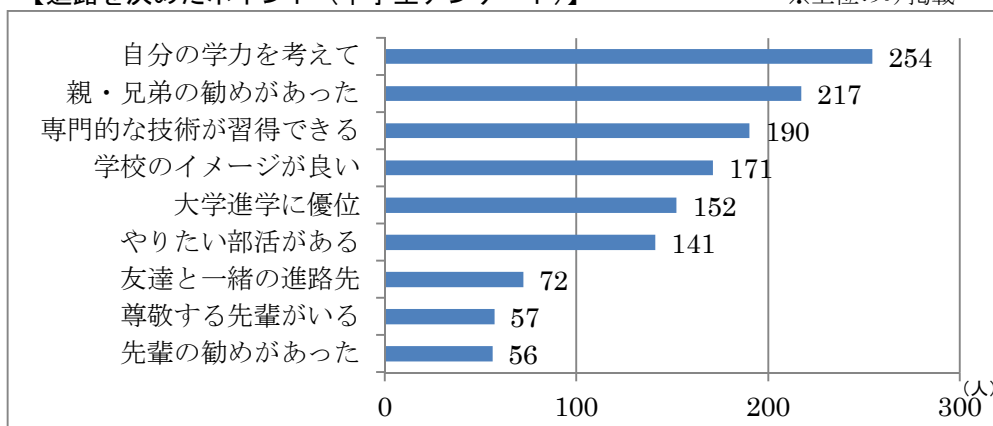
- ◆ 「さつまの3構え」（身構え・心構え・物構え）に沿って、学習の準備・姿勢・態度等の指導が全町的に実施されており、基礎的・基本的な知識・技能は概ね習得されていますが、それを活用する力に課題が見られます。
- ◆ 各学校区ごとの自然・産業・歴史文化等を活かした「さつま学」を推進しています。
- ◆ いじめ問題等に関しては、「町いじめ防止基本方針」を基に、早期発見・早期対応に努めていますが、不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、教育委員会・学校・家庭・関係機関等の連携が重要となっています。
- ◆ 第一次小中学校再編計画に基づき、中学校の再編に向けた準備を進め、円滑に統合校の開校を行う必要があります。
- ◆ 老朽化した学校施設が多く、適正な維持管理に努める必要があります。
- ◆ 学校再編計画の進捗状況を踏まえ、学校給食センターの統廃合を行う必要があります。

(3) 薩摩中央高等学校との連携

- ◆ 小・中学校・高等学校間では、連携した研究会の実施による児童生徒に関する情報交換や学力向上のための授業を通じた研修などが進められていますが、今後、更なる学力向上を目指した連携が求められています。
- ◆ 町内唯一の高校である薩摩中央高等学校は、年々生徒確保が難しくなっており、専門的な技術習得や大学進学に優位なことが高校進学に影響していることから、特色ある学校づくりが求められています。

【進路を決めたポイント（中学生アンケート）】

※上位のみ掲載



2 施策の方向性

(1) 幼児教育の充実

- ◆ 思いやりの心や基本的な生活習慣を身に付けさせる教育に努め、規範意識が培われる指導の充実に努めます。
- ◆ 幼稚園・保育所・小学校と連携し、情報を共有しながら義務教育への円滑な接続を図ります。
- ◆ 子どもの発達段階に応じた、適切な支援体制による教育・指導に努めます。

(2) 学校教育の充実

- ◆ 児童生徒の学びをより充実させるため、「さつまの3構え」をこれまで以上に推進し、集中して学習に取り組む環境と雰囲気づくりに努めるとともに、夏休み期間等に本町出身の大学生等を活用した「さつまっ子チャレンジ教育」の実施や地域の個性を活かした「さつま学」を推進するなど、特色のある教育環境づくりに努めます。
- ◆ 学力向上に向けて、問題解決的な学習など教員の指導法の改善等を図り、基礎的・基本的な知識・技能を活用する力を培うとともに、家庭学習の充実に努めます。
- ◆ 不登校児童生徒の解消に向け、スクールソーシャルワーカー・教育相談員を積極的に活用するとともに、適応指導教室や地域・関係機関等との連携の強化を図ります。
- ◆ 福祉関係部局との連携や特別支援教育支援員の活動強化等により、特別支援教育の充実に努めます。
- ◆ 複式学級の解消や教育環境の充実のため、第二次小学校再編計画を策定し、学校規模の適正化を図ります。
- ◆ 学校施設の計画的な整備を図り、教育環境の充実に努めます。
- ◆ 安全・安心でバランスのとれた給食の提供に努め、地元産食材を積極的に活用しながら児童生徒への食育の指導に努めます。また、学校再編計画と合わせた給食センターの統合計画の検討を進めます。



(3) 薩摩中央高等学校との連携

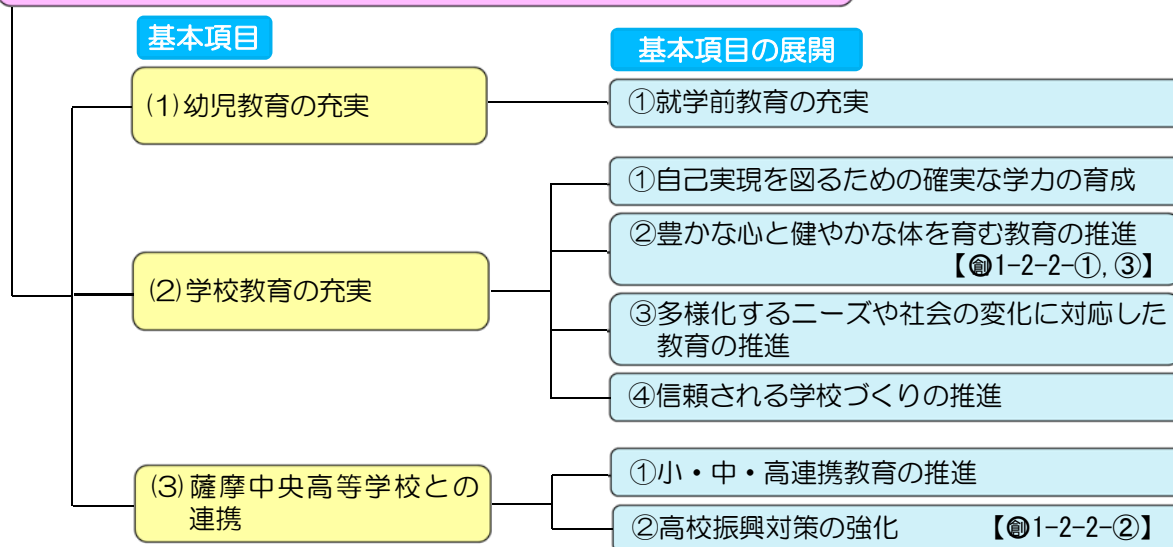
- ◆ 小中高連携研究会を通じ、教員の情報交換や主に学力向上に向けた研修活動の充実に努めます。また、奨学資金制度等により、薩摩中央高等学校に進学する生徒への支援に努めます。
- ◆ 薩摩中央高等学校振興対策協議会を中心に、中学生の進路希望等の現状を把握・分析し、生徒確保のための支援に努めます。また、農業分野や福祉分野など特色のある学科が設置されていることから、地域との交流や行事への参画など、特色ある学校づくりを進め、「行きたい高校」「目指す進路」となるよう努めます。



3 施策体系

基本施策

5 郷土に誇りを持ち、志の高い子どもを育てるまちづくり



4 成果目標

項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)	比較
さつまっ子チャレンジ教育参加大学生の数	—	年 10 人	累計 50 人増
不登校児童生徒数	小 3 人, 中 16 人	小 0 人, 中 8 人	半数以下
薩摩中央高等学校から国公立大学への進学者数	4 人	7 人	3 人増
薩摩中央高等学校入学者数	94 人 (H27)	140 人	46 人増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 積極的に子どもたちに関わりを持ち、幼稚園や保育所、小・中・高等学校の取組を支援しましょう。 ◆ 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の取組を知るために、進んで訪問や参観をしましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 未就学児の就学指導等に関して、関係機関と連携を図り、積極的な情報交換に努めましょう。 ◆ 就学指導等に関する相談に応じたり、情報提供をしたりして支援しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者からの相談等には積極的に対応し、関係部署との連携の充実を図ります。 ◆ 幼・保、小・中、高校が連携して取り組めるように、研修等の充実を図ります。

〔基本施策 - 6〕 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり

1 現状と課題

(1) 生きがいづくりの推進

- ◆ 高齢者の社会参加が図られ、高齢者が地域の担い手となることは、地域づくりの観点から重要であり、高齢者と社会とのつながりを確保し、社会参加と生きがいづくりを推進することが求められています。

(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ることが求められています。
- ◆ 高齢者だけの世帯が増加していることから、見守り体制の整備が課題となっており、地域の住民や関係機関・団体等が連携して、高齢者を地域全体で見守り、支える体制の充実が求められています。

(3) 安全・安心で高齢者にやさしい環境の整備

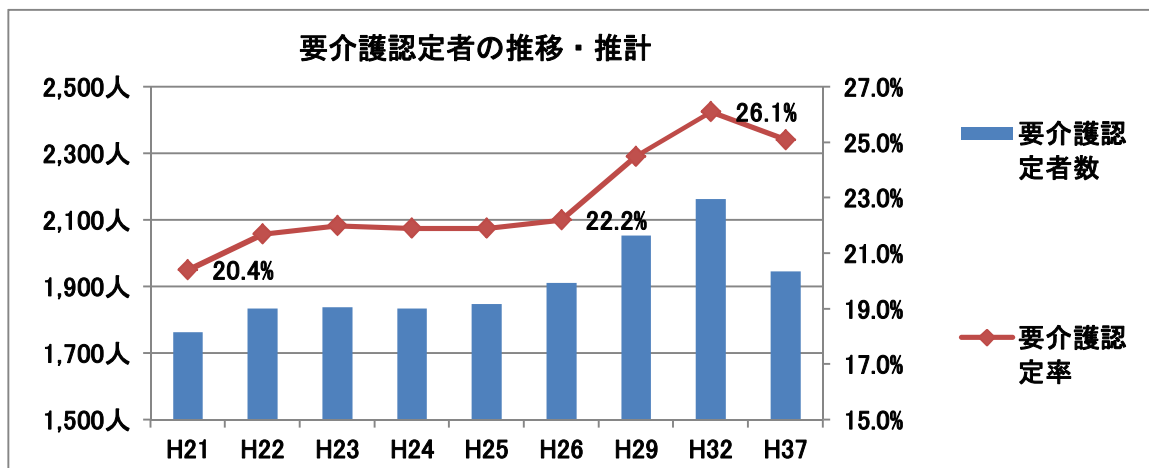
- ◆ 高齢者の住環境を充実させるためには、バリアフリー化対応の住まいの確保など、高齢者一人ひとりのニーズに対応した住まいの確保が課題となっており、併せて生活支援サービスの一体的な提供が求められています。
- ◆ 高齢者が安全・安心に暮らすためには、関係機関と地域住民との連携による緊急時の救援体制が課題となっており、火災や自然災害、犯罪や交通事故等の被害に遭うことのない安全なまちづくりが求められています。

(4) 日常生活を支える支援サービスの充実

- ◆ 高齢者の介護度や必要とするサービスのニーズに応じて、適切なサービスが切れ目なく提供できるようにするため、民生委員や元気な高齢者など地域の社会資源を活用した多様な生活支援サービス体制の構築が求められています。

(5) 介護保険事業の円滑な推進

- ◆ 要介護認定者が年々増加し、それに伴い介護給付費も年々増加するなか、高齢者数は平成29年度、要介護認定者数は平成32年度がピークになると予想されるため、将来の介護需要を見据え、介護サービスの基盤整備に取り組む必要があります。



2 施策の方向性

(1) 生きがいづくりの推進

- ◆ 高齢期を生きがいある人生にするため、高齢者ふれあいいいきいきサロンをはじめとする自主的活動や学習活動など、高齢者が参加しやすい活動の場の充実に努めます。
- ◆ 地域が主体となり進める介護予防事業「ころばん体操教室」の普及・促進と支援に努めます。
- ◆ 高齢者は地域づくりを支える活動や他の高齢者を支える様々なサービスの担い手として期待されることから、地域内で積極的な役割を果たしていけるような社会づくりに努めます。

(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進

- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自立し、社会参加しながら、かつ尊厳を持って、安心して生活できる地域社会を実現するため、介護予防や認知症対策、在宅医療等に積極的に取り組み、高齢者が安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ◆ 高齢者に必要な支援を敏速かつ効果的に行うため、民生委員や在宅福祉アドバイザー等との連携による見守り体制の充実に図ります。また、地域の福祉活動組織として福祉部の設置を推進し、福祉コミュニティの充実やボランティアの育成に努めます。

(3) 安全・安心で高齢者にやさしい環境の整備

- ◆ ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、高齢者が生活しやすい住環境の整備・居住支援を進め、また、要介護状態となっても在宅生活を可能な限り持続できるよう、在宅医療等の体制づくりに努めます。
- ◆ 高齢期を安全・安心に暮らすため、災害時に自力での避難が困難な方を支援する災害時要援護者制度の推進を図ります。
- ◆ 災害・急病等の緊急時に適切な対応ができるよう緊急通報体制の整備に努めます。

(4) 日常生活を支える支援サービスの充実

- ◆ 地域住民グループや関係機関・団体等と連携しながら、生活支援の担い手としての高齢者の社会参加を促す取り組みの促進に努めます。
- ◆ 高齢者ふれあいいいきいきサロンなどの集いの場を充実させ、更に高齢者の見守り、外出支援、家事支援等のインフォーマルサービスの充実に図ります。

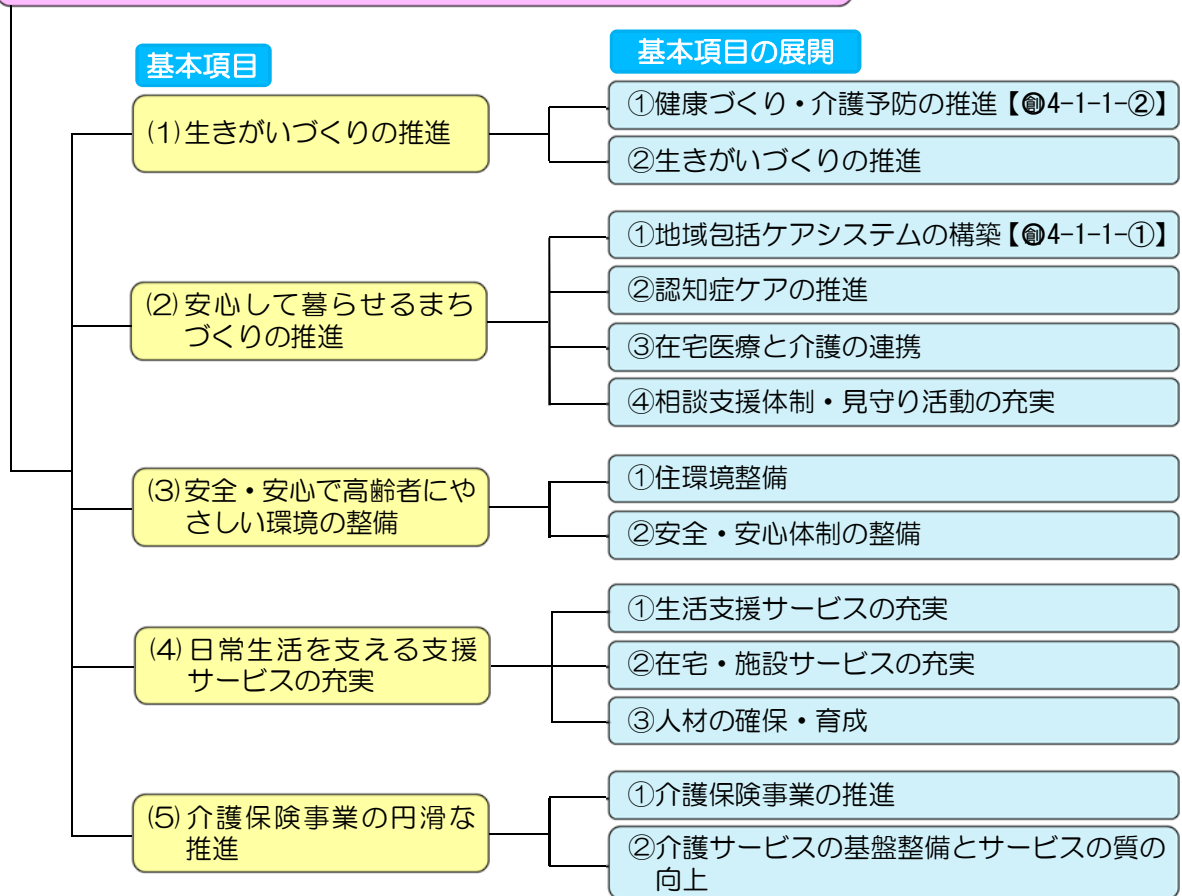
(5) 介護保険事業の円滑な推進

- ◆ 被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての情報提供に努めます。
- ◆ 適正なサービス利用量を見込み、必要なサービス量が確保されるよう、介護サービスの基盤整備の検討や、介護支援専門員等と円滑な連携・支援体制を構築し、高齢者等に適切な介護保険サービスを提供できるよう努めます。
- ◆ 介護給付の適正化を推進し、介護給付費の抑制に努めるとともに、利用者に対する適切な介護サービスの確保を図ります。
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み、要介護認定を受けても住み慣れた地域で生活を継続できる仕組みづくりに努めます。

3 施策体系

基本施策

6 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり



4 成果目標

項 目	現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
高齢者ふれあいいいきいきサロン数	101 団体	134 団体	33 団体増
在宅福祉アドバイザー数	277 人	300 人	23 人増
災害時要援護者登録者数	575 人	630 人	55 人増
公民館「福祉部」設置数	9 公民館	20 公民館	11 公民館増
要介護認定率の維持・改善	22.5%	20.0%	2.5%減
地域包括ケア体制づくりモデル団体数	—	38 団体	38 団体増

5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運動などを通じて自ら要介護状態となることを予防し、身体能力の維持向上に努めましょう。 ◆ 高齢者の社会参加，地域活動の担い手となることに協力し，生きがいを支援しましょう。 ◆ 行政や社会福祉協議会等と連携し，地域に不足する共助を基本とした高齢者の見守り・安否確認，外出支援，家事支援など，生活支援に努めましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者等の要介護度や身体の状態に応じ，適切な介護サービスの提供や，地域住民の活動に対する支援並びに行政機関等の取組みへの協力を努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員や在宅福祉アドバイザー等と連携を図り，地域福祉に係る人材を育成し，高齢者の日常生活支援に努めます。 ◆ 高齢者の生きがいをづくりと福祉の増進に努めます。 ◆ 介護サービスの適正な給付と運営に努めます。

〔基本施策 - 7〕 障がい者の自立と社会参加を推進するまちづくり

1 現状と課題

(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

- ◆ 「さつま町障害福祉計画」策定時に行ったアンケートにおいて、回答者の3～4割の方が住んでいる地域で差別感を感じています。また、障がい者の就労支援として必要なことについては「障がい者への理解」との回答が最も多く、障がいや障がい者に対する理解を深めるための継続した取り組みが求められています。

(2) 障害福祉サービスの質的向上及び提供体制の充実

- ◆ 障害福祉サービスの利用増加が見込まれることから、身体・知的・精神に関する障害福祉サービスの一元化や、障害福祉サービスの質的向上と提供体制の充実が求められています。
- ◆ 障がい者やその家族の高齢化の進行により、ライフステージに応じた、グループホーム・ショートステイ等多様な生活の場の確保、地域内での福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携などの生活支援が課題となっています。

(3) 雇用・就業の支援

- ◆ 障がい者の就労は、雇用の場が限られ、事業主の障がいに対する理解も十分でないことなどにより、意欲や能力があっても就労に結びついていない現状にあることから、ハローワークや企業との連携による就労先の確保など、障がい者の雇用施策の充実が求められています。

(4) 相談支援体制の充実

- ◆ 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要とするニーズへの的確な支援が必要ですが、相談の窓口や方法がわからないために必要な支援を受けられないケースも未だ見受けられることから、相談体制の更なる充実が求められています。
- ◆ 障がい者への虐待の防止、早期発見が課題となっており、関係機関との連絡調整やネットワークの充実が求められています。

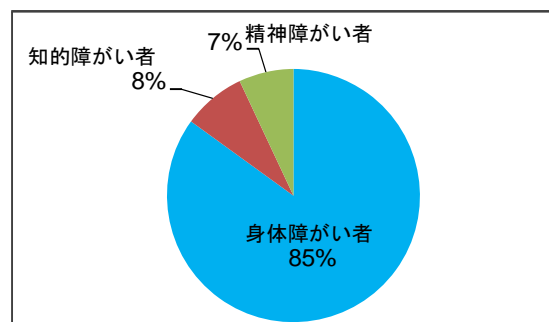
(5) 生活環境基盤の整備充実

- ◆ 住居や公共施設などの建造物や公共交通機関などのバリアフリー化を進めていますが、障がい者ニーズの全てには対応できていない現状にあることから、生活環境のバリアフリー化の更なる促進が求められています。
- ◆ 火災や地震等の災害発生時に、一人では避難できない障がい者等を対象に、避難体制の整備・充実が求められています。

■本町の障がい者(手帳所持者)数の推移 (単位:人)

障がい別	H23	H24	H25	H26
身体障がい者	1,641	1,634	1,632	1,611
知的障がい者	143	143	146	151
精神障がい者	104	112	120	130
合計	1,888	1,889	1,898	1,892

■障がい者(手帳所持者)の種類別割合(平成26年度)



2 施策の方向性

(1) 差別解消に向けた啓発・広報活動の推進

- ◆ 公共情報媒体などを活用し、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動の推進を図ります。
- ◆ 障がい者団体・ボランティア団体等が開催するイベント等への住民の積極的な参加を求めるなど、交流活動による差別解消を図ります。
- ◆ 学校教育において、児童生徒に対し、福祉作文コンクールや福祉講話、障がい者（児）との交流会などを実施し、特別支援教育などの理解を深めるための活動に努めます。
- ◆ 地域内に、障がい者についての理解と熱意をもった人材の確保を図るため、ボランティアの育成や見守り活動の推進、家族会の支援などに努めます。

(2) 障害福祉サービスの質的向上及び提供体制の充実

- ◆ 利用者の視点に立って、個人の多様なニーズに対応し、日常生活を通じて切れ目のない各種サービスを提供できる体制の整備を進め、サービス基盤の量的・質的な充実を図ります。



(3) 雇用・就業の支援

- ◆ 各種雇用援護制度の活用や、障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制と職業訓練等の充実など、障がい者の雇用促進に努めます。
- ◆ 建物や設備のバリアフリー化など職場環境の改善、障害者雇用率制度による町内企業の障がい者雇用の拡大、公的機関における障がい者雇用促進及び雇用の場における障がい者の人権擁護に努めます。

(4) 相談支援体制の充実

- ◆ 相談支援事業者や行政窓口職員の資質の向上を図り、相談窓口機能の充実に努めます。
- ◆ 民生委員等の研修実施による相談員としての資質向上を図ります。
- ◆ 障がい者の虐待防止に関する広報、啓発活動に努めるとともに、関係機関との連携を図り、通報・報告等に適切に対応できる体制づくりに努めます。
- ◆ 障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう適切に保護し、支援する成年後見制度の周知に努めます。

(5) 生活環境基盤の整備充実

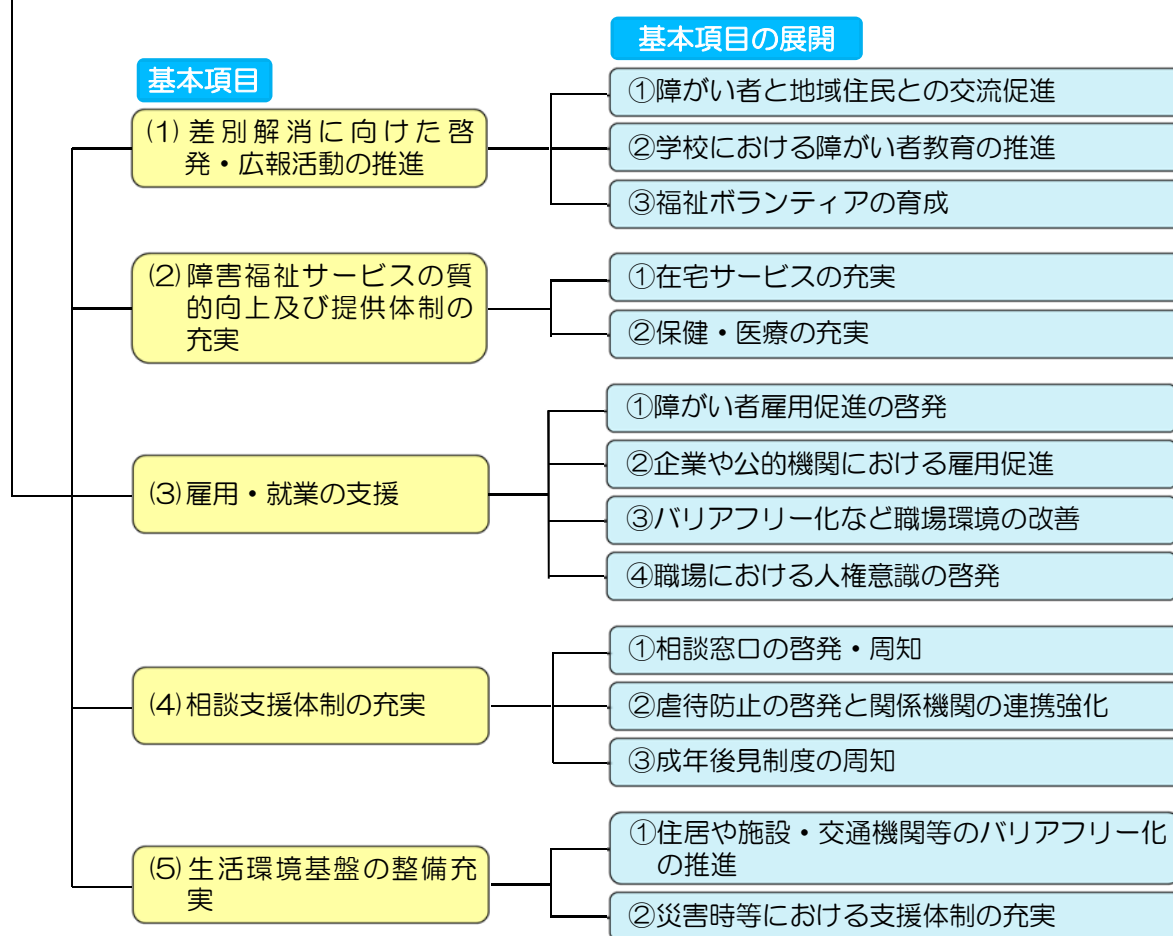
- ◆ 住居や公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化への取り組みに努めます。
- ◆ 災害時に避難が困難な障がい者について、災害時要援護者制度の登録を進め、地域住民の協力体制づくりに努めます。



3 施策体系

基本施策

7 障がい者の自立と社会参加を推進するまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
就労継続支援人数	74人/月	80人/月	6人/月増
相談支援人数	23人/月	29人/月	6人/月増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者への理解を深めましょう。 ◆ 障がい者を支援するための福祉活動・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者の情報収集に努め、状況を常に把握し、行政と連携しながら適切なサービスの提供に努めましょう。 ◆ 障がい者の就業支援・雇用の拡大に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者に対し、各種福祉施策等の情報提供に努めます。 ◆ 町民が障がい者への理解を深めるよう啓発に努めます。 ◆ 事業者と連携しながら、適切なサービスの提供に努めます。

〔基本施策 - 8〕 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

1 現状と課題

(1) 健康づくりの実践・支援

- ◆ 超高齢化社会を迎えた本町では、元気に年齢を重ねる健康寿命の延伸を目指すことが重要であることから、生活習慣病等に対する対策や生きがいつくり、介護予防事業の推進など、様々な分野からの取り組みが求められています。
- ◆ 健康づくり推進員を各公民会に配置し、各地域で「自分の健康は自分でつくる」ための活動が進められており、これを更に推進する必要があります。
- ◆ 健康・保健事業の拠点施設である保健センターの老朽化が進んでおり、改修等の検討が必要とされています。

(2) こころの健康づくり

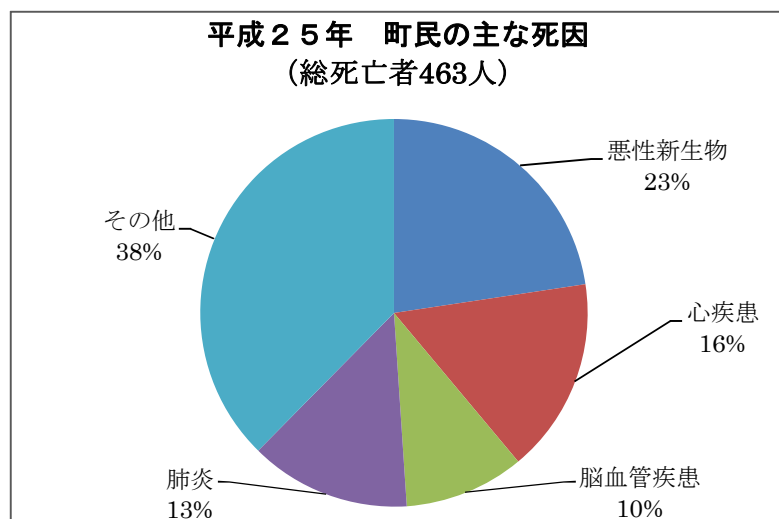
- ◆ 様々な要因による自殺者がいることから、身体と心の両面の健康対策が求められています。

(3) 医療の確保

- ◆ 二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院では、医師不足による救急医療維持が厳しい状況にあり、医師確保対策が課題となっています。
- ◆ 川薩地域の産婦人科の病院が減少傾向にあるなど、周産期・小児医療提供の体制支援などが求められています。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の受診率は高いものの、国民健康保険事業における一人あたりの医療費は、県内で高い水準にあり、その改善が求められています。
- ◆ 医療費の適正化は、保健指導や相談体制の構築が欠かせないが、これらに対処する保健師や管理栄養士等の専門職の人材不足が課題となっています。
- ◆ 保険税の収納率は、比較的高くこれを維持する必要がありますが、人口減に伴い被保険者数が減少することなどから保険税の減収が予測され、これまで以上に国保財政の健全化に向けた取り組みが求められています。



2 施策の方向性

(1) 健康づくりの実践・支援

- ◆ がん検診など各種検診事業について、住民が受診しやすい検診体制を構築します。また、検診結果に伴う健康相談や健康教育事業を充実しながら健康寿命の延伸に努めます。
- ◆ 感染症予防対策に取り組み、予防接種率の向上に努めます。
- ◆ 食生活改善指導と併せ、各世代の口腔衛生の促進に努めます。
- ◆ 健康さつまポイント事業の推進により、「自分の健康は自分でつくる」意識の高揚に努めます。
- ◆ 保健センター機能の充実を図るため、改修や新たな利用計画の検討に努めます。



(2) こころの健康づくり

- ◆ 民生委員・健康づくり推進員などの地域の支え合いにより、自殺予防対策に努めます。
- ◆ 区公民館・公民会主体で行う住民主体の健康づくりの推進を図りながら、「気づき」「つながり」「見守り」という地域のつながりの強化による「こころの健康づくり」に努めます。

(3) 医療の確保

- ◆ 二次救急医療機関である薩摩郡医師会病院の機能維持を図るため、県・郡医師会等関係機関と連携し、医療体制の支援に努めます。
- ◆ 川薩地域の医療の確保を図りながら、鹿児島大学ワークキャンプの受入れや医師確保のための要望活動を行うなど、県の地域枠による医師確保に努めます。
- ◆ 県・周辺市町と連携し、川薩地域の周産期・小児医療提供体制について協議を進め、医療体制の充実に努めます。

(4) 安定した国保事業の推進

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の受診率を維持し、疾病の早期発見・早期治療を促し、医療費の適正化に努めます。
- ◆ 保健師・管理栄養士等による個別指導・訪問等の体制の充実に努めます。
- ◆ 川薩圏域の医療機関と連携し、慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークの構築と推進を図ります。
- ◆ 国保財政の今後の見通しについて、国保税の改正などを含めて検証を進め、更なる国保財政の健全化に努めます。



3 施策体系

基本施策

8 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本項目

(1)健康づくりの実践・支援

基本項目の展開

- ①各種がん検診等の実施，勸奨
- ②感染症の予防，予防接種の推進
- ③食生活の改善
- ④口腔衛生の推進
- ⑤主体的な健康づくりの推進
(健康さつまポイント事業)
- ⑥保健センターの機能充実

(2)こころの健康づくり

- ①自殺予防対策の推進
- ②地域見守り体制によるつながり強化

(3)医療の確保

- ①二次救急医療体制の支援
- ②鹿児島県修学資金貸与制度による地域枠医師の確保
- ③周産期・小児医療体制の支援

(4)安定した国保事業の推進

- ①特定健康診査，特定保健指導の推進
- ②個別指導・訪問等の充実
- ③CKD予防ネットワークの推進
- ④国保財政健全化の推進



4 成果目標

項 目		現状値(H26)	目標値(H32)	比 較
がん検診の受診率	胃がん	11.4%	50%	38.6%増
	肺がん	17.4%	50%	32.6%増
	大腸がん	25%	50%	25.0%増
	子宮頸がん	17%	50%	33.0%増
	乳がん	18.4%	50%	31.6%増
特定保健指導の終了率		49.4% (H25)	60%	10.6%増
自殺死亡数		4人 (H25)	0人	4人減
むし歯がない子どもの増加	1歳6か月児むし歯有病率	1.24%	1%	0.24%減
	3歳児むし歯有病率	19.89%	12%	7.89%減
二次救急医療機関の常勤医師の確保数		5人	10人	5人増
1人当たりの医療費(国保)の県内順位		37位	29位	8位上昇

5 役割分担

区 分	役 割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「自分の健康は自分でつくる」意識を持ち、日頃から積極的な運動、食生活改善、健診受診等に努めましょう。 ◆ 地域住民に対し、特定健診への受診勧奨、ふれあいサロン等による地域主体の健康づくり運動に取り組みましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職場における健康づくりの啓発・各種健(検)診の受診勧奨を行いましょ。 ◆ 住民が安心して暮らすために、医療体制の充実に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民の健康づくりに対する意識の向上、健(検)診の受診勧奨、保健指導の徹底、医師確保のための支援に努めます。

〔基本施策 - 9〕 人権を尊重するまちづくり

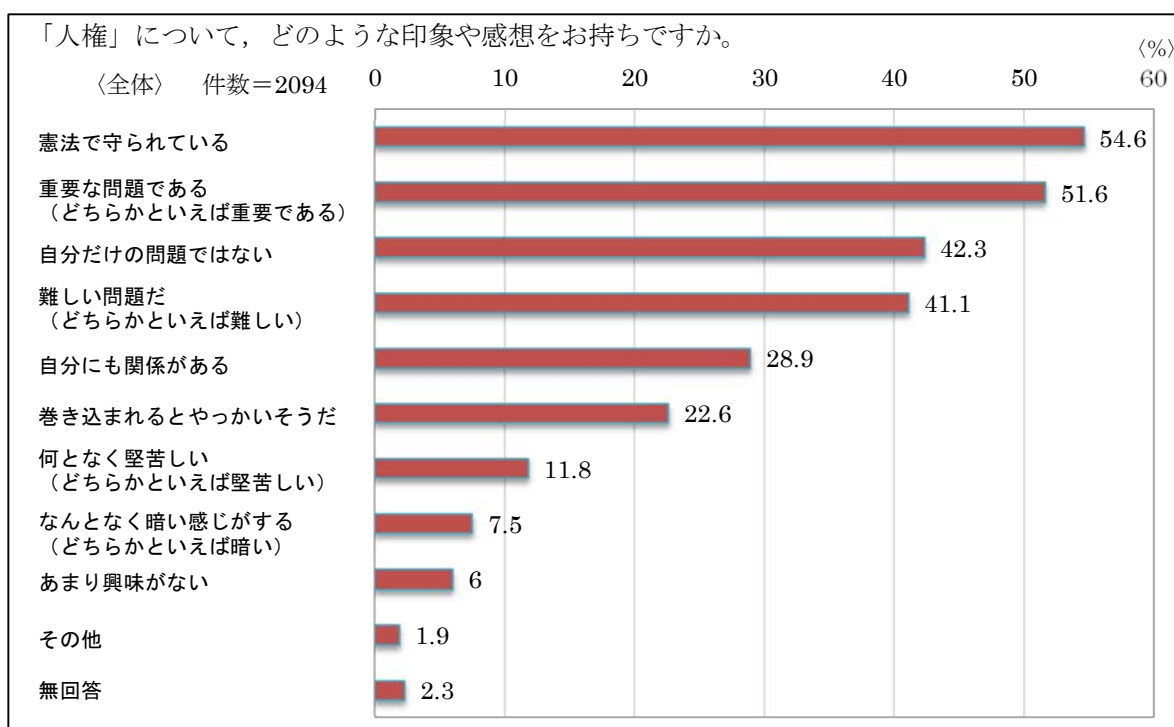
1 現状と課題

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

◆ 人権に関する問題は、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・犯罪被害者・感染症患者・インターネットによる人権侵害・拉致問題など多岐にわたり、また、その背景や経緯は個々の分野により異なります。このような多様な人権問題を解決・解消していくためには、人権全般が尊重され差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが課題となっています。

(2) 同和問題対策の推進

◆ 同和問題は、これまでの特別措置法(平成 14 年失効)により地区内の物的な生活環境はおおむね整えられ、ハード面における格差は大きく改善されつつも、同和問題に関する差別意識は依然として根強く存在していることから、これらの改善に向けてより一層の取り組みが求められています。



(平成 25 年度鹿児島県県民意識調査報告書より抜粋)

2 施策の方向性

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

◆ 人権に関する多様な問題を解決するため、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場における人権教育・啓発活動を進めます。

(2) 同和問題対策の推進

◆ 同和問題についての正しい理解と認識を一層深めるため、教育及び啓発等を積極的に推進し、差別意識解消に向けた研修会等を充実させ、学校・家庭・地域・職場で更なる認識と理解の向上に努めます。

3 施策体系

基本施策

9 人権を尊重するまちづくり

基本項目

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

(2) 同和問題対策の推進

基本項目の展開

① 人権教育・啓発活動の推進

② 人権相談の充実・体制の強化

① 同和問題研修会等の充実



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
人権イベント等の開催回数	1回	2回	1回増
人権啓発研修会等の開催回数	2回	3回	1回増
特設人権相談の実施回数	4回	5回	1回増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	◆ 人権教育の正しい認識と理解をより一層深めるよう教育・啓発活動の充実に努めましょう。
事業所・NPO等	◆ 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に取り組みましょう。 ◆ 人権教育・啓発に、より一層取り組み、人権意識の高揚を図りましょう。
行政	◆ 人権問題を正しく理解し、人権が尊重される明るい社会の実現を目指します。 ◆ 人権意識の高揚を促すため関係機関・団体との連携を図り、人権教育・啓発活動を推進します。

〔基本施策 - 10〕 多様な文化が共生するふれあいのまちづくり

1 現状と課題

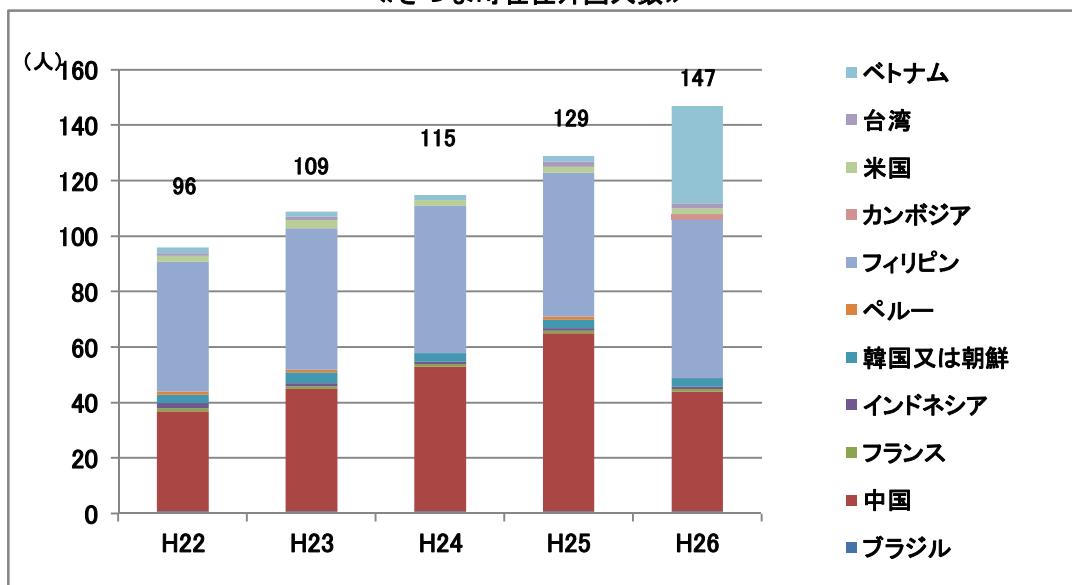
(1) 多文化共生への支援

- ◆ 多様な文化とのふれあいや交流は、地域の活性化や町民の国際理解を深める上で大きな役割が期待されます。一方で在住外国人が日常生活を送る上で、言語や生活習慣の違いなどからトラブルや必要な情報の入手が難しいなどの問題が生じています。
- ◆ グローバル化の進展によって、日常生活において諸外国との関係が年々深まっているなか、今後、外国人観光客の増加が見込まれるため、在住外国人への対策を含め、さまざまな標記や情報発信の多言語化が必要となってきています。
- ◆ 青森県鶴田町及び鹿児島県中種子町と友好交流協定を結んでおり、経済や観光・教育・文化など、お互いの風土や地域性を尊重し、友好を深め合いながら、更に今後においては、地域の活性化に繋げる交流が求められています。

(2) 国際交流に対応できる人材づくり

- ◆ グローバル社会で活躍できる人材を育成するために、コミュニケーション能力の向上が重要であり、的確かつ柔軟に対応できる国際性豊かな人材育成が求められています。

《さつま町在住外国人数》



(資料：町民環境課)

2 施策の方向性

(1) 多文化共生への支援

- ◆ 在住外国人の日常生活における相談窓口を整えるとともに、異文化への相互理解を深めるための交流等を促進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ◆ 外国語の案内表示やユニバーサルデザイン[※]の導入、ガイドブック、行政情報の翻訳などにより、在住外国人がより暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、外国人観光客向けの情報発信に努めます。

※ユニバーサルデザインとは
障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

- ◆ 友好交流協定町との青少年交流や経済交流を実施し、お互いの風土や地域性を理解し合うとともに、民間による新商品の開発やふるさと納税を活用した製品の交流など、地域の活性化に努めます。また、国の重要無形民俗文化財である「ねぶた」の運行により、本町の新たな文化としての定着に努めます。



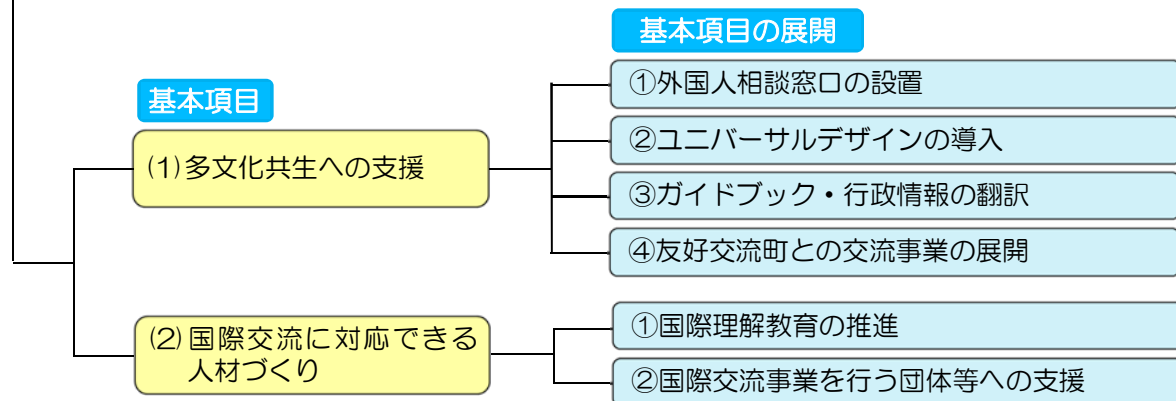
(2) 国際交流に対応できる人材づくり

- ◆ A L Tを活用した英語による授業をはじめ、外国の文化や習慣に興味・関心を深める国際理解教育に努めます。
- ◆ 青少年海外ホームステイや国際交流事業を行う団体や個人の支援策として、人材育成基金などの検討を進めます。

3 施策体系

基本施策

10 多様な文化が共生するふれあいのまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
友好交流による新商品開発数	2品	4品	2品増
友好交流による交流人口	85人	200人	115人増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 在住外国人との交流や、異文化への相互理解を深めましょう。 ◆ 友好交流を行っている町との交流に、積極的に参加しましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 異文化への相互理解を深め、在住外国人や外国人観光客等に対する親切・丁寧なおもてなしに努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人権フェスタなどを通じて、多文化共生への理解を深める取り組みを進めます。 ◆ 外国人向けのガイドブックや案内板の設置などにより、外国人にも優しいまちづくりに努めます。 ◆ 青少年を中心とする国際交流を支援し、グローバルな人材育成に努めます。

〔基本施策 - 11〕 みんなで守る消防・防災のまちづくり

1 現状と課題

(1) 防災対策の推進

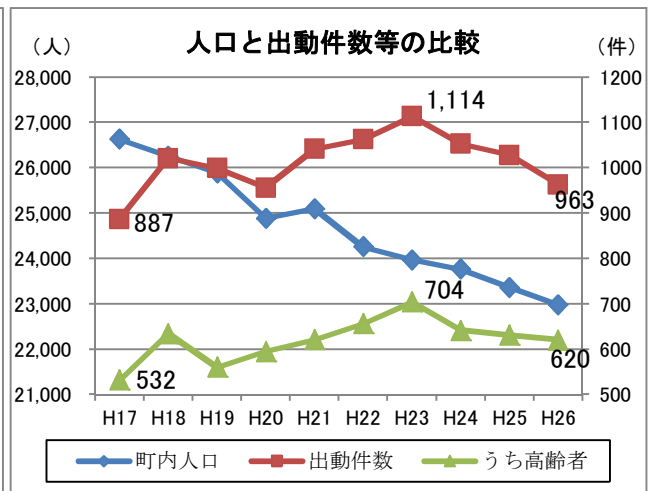
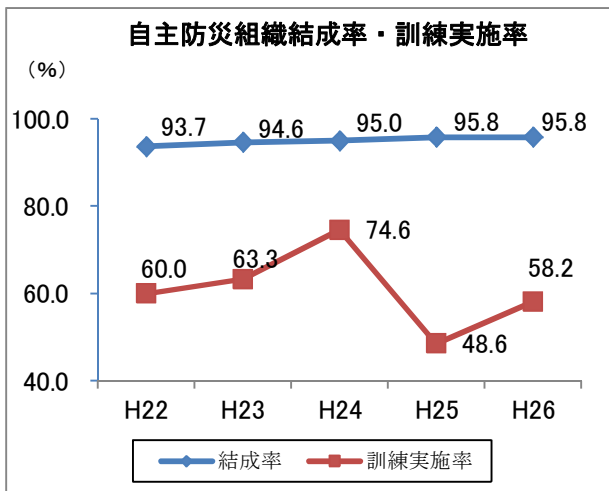
- ◆ 災害による被害を最小限にとどめるため、自助・共助の精神のもとに組織する自主防災組織の活動が重要ですが、「町内一斉防災訓練の日」の訓練等の実施率は減少傾向にあることが課題となっています。
- ◆ 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検結果等、地域住民への周知徹底を図り、防災意識の向上を図ることが求められています。
- ◆ 原子力災害対策をはじめ、避難の実効性を高めるため、防災訓練を毎年、適切な時期に実施する必要があります。
- ◆ 防災・行政情報の住民への一斉情報伝達手段として、基本となる同報系防災行政無線施設の経年劣化が進んでおり、既存機器の製造中止で代替機がない状況にあることから、設備更新の対策が課題となっています。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防活動拠点である消防庁舎は、昭和56年に建設され34年の経過により施設の老朽化が著しい状況であることから、消防機能の低下を招くことのないよう、消防車両等の更新と併せて計画的な施設改修等の取り組みが求められています。
- ◆ 本町の消防職員の定員充足率は50.6%、実人員充足率は47.2%であり、定員管理計画のもと、「消防力の整備指針」に基づく定員数の検討が必要となっています。
- ◆ 消防広域化は、北薩地域はもとより県内各地域においても進展していない状況であり、今後、県をはじめ関係団体との協議が必要となっています。

(3) 地域防災力の中核である消防団体制の強化

- ◆ 少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団員の確保が困難となっていることから、消防災害支援隊組織の充実、女性消防団員の登用及び消防団組織の再編・整備が求められています。
- ◆ 消防団施設及び資機材の整備については、老朽化や経過年数等を考慮し、消防団組織の再編等を見据えながら計画的な整備・更新が求められています。
- ◆ 消防団員の個人装備については、消防団員服制基準等の改正に伴い軽量で安全性の高い装備への更新が求められています。



2 施策の方向性

(1) 防災対策の推進

- ◆ 国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しに基づき、必要な修正を行い、適切な計画実施の推進に努めます。
- ◆ ハザードマップ（自然災害・原子力災害対応）やホームページのほか情報提供媒体の活用・強化を図り、危険箇所、避難場所、避難ルートなどの防災情報の提供に努めます。
- ◆ 住民への情報伝達手段として活用している防災行政無線施設のデジタル化を推進するとともに、各公民会が設置している公民会放送施設の無線化、維持管理、設備更新の支援に努めます。
- ◆ 出前講座開催のほか、自主防災組織の結成・活動の促進に努め、自助・共助による地域防災力の強化、避難行動の習慣化の推進に努めます。
- ◆ 危機管理体制を充実・強化するため、計画的に訓練等を実施し、危機管理事象への迅速・的確な対応に努めます。

(2) 常備消防体制の充実

- ◆ 消防庁舎をはじめ、消防施設及び消防車両、資機材等の整備については、現状を把握し、整備計画による年次的な更新に努めます。
- ◆ 消防職員定数及び職員採用計画についての検討を行い、「消防力の整備指針」に基づく、警防力の確保、救急救命体制及び火災予防指導の充実に努めます。
- ◆ 住宅用火災警報器の設置率向上のため、町民への広報など積極的な設置促進活動を展開し、火災予防体制の強化を図ります。また、町民の防火・防災意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるとともに、幼少期からの防火・防災教育の推進に努めます。
- ◆ 消防広域化について、関係市町との連絡会の開催等、国・県と連携し、国指針に基づく消防広域化推進計画の研究・検討に努めます。

(3) 地域防災力の中核である消防団体制の強化

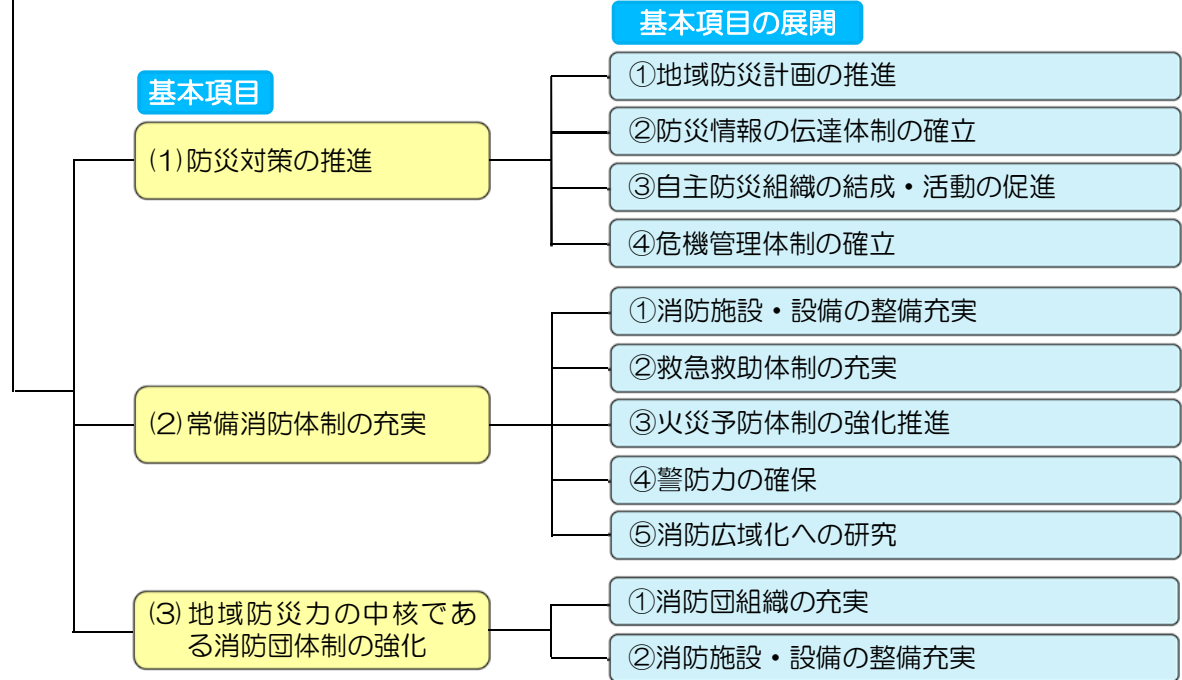
- ◆ 消防団組織の充実に努めるため、女性消防団員の登用を含めた団員確保や消防災害支援隊組織の充実、消防団の組織再編に努めます。
- ◆ 老朽化した消防車庫、車両及び資機材等の年次的な更新を図り、地域消防力の強化に努めます。
- ◆ 消防団員の安全確保対策と地域防災力のなお一層の充実強化を図るため、関係法令の基準にもとづく個人装備の充実に努めます。



3 施策体系

基本施策

11 みんなで守る消防・防災のまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
自主防災組織結成率	95.8%	100%	4.2%増
自主防災組織防災訓練実施率	58.2%	100%	41.8%増
住宅用火災警報器設置率	96.2%	100%	3.8%増
消防団員数	427人	452人	25人増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動しましょう。 ◆ 救急車両は、適正に利用しましょう。 ◆ 普通救命講習を積極的に受講しましょう。 ◆ 自宅に住宅用火災警報器を設置しましょう。 ◆ 地元消防団の活動への理解を深め、団員確保に協力しましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多くの人が利用する施設、危険物取扱事業所等は、自衛消防隊を結成し、災害、事故等に備えましょう。 ◆ あらゆる災害に備え、避難訓練を実施しましょう。 ◆ 火災予防上の届出は、必ず行いましょう。 ◆ 消防団活動に理解を深め、被用者への入団を進めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動の充実強化を図ります。 ◆ 消防施設の整備充実に努めます。 ◆ 救急救助体制の充実に努めます。 ◆ 火災予防への適切な指導を行います。 ◆ 消防団員への加入促進に努めます。

〔基本施策 - 12〕 交通事故・犯罪のないまちづくり

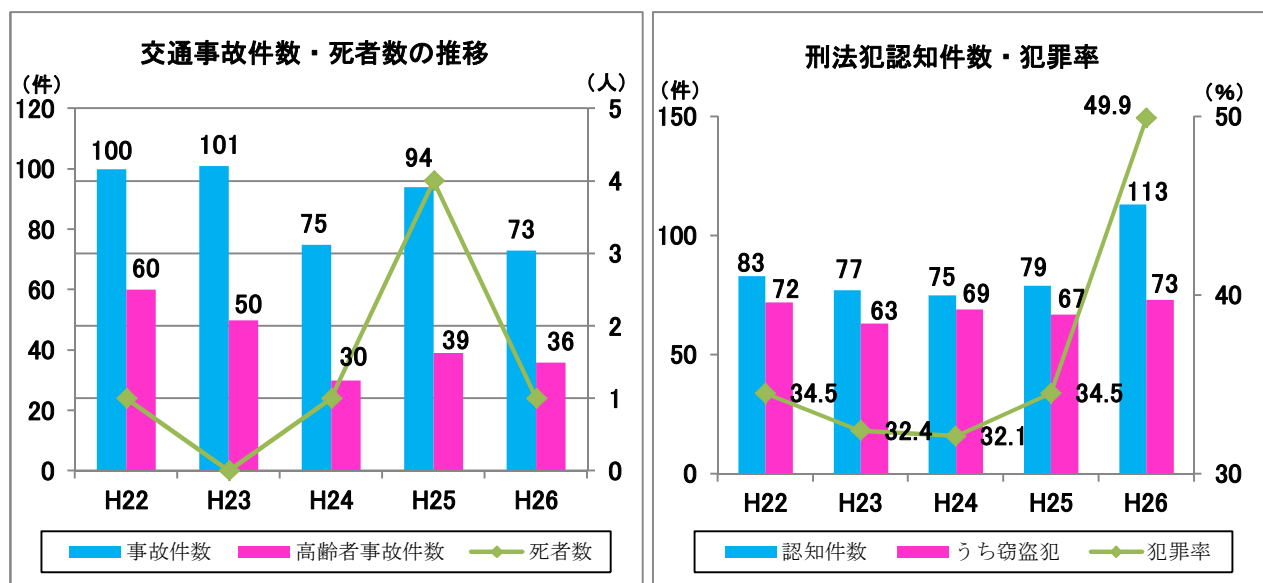
1 現状と課題

(1) 交通安全対策の推進

- ◆ 本町の交通安全対策の計画的な推進を図るため、第9次交通安全計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、年間の死者数ゼロの達成と、人身事故件数の二桁化を目標として設定し、関係機関、団体等と一体となって交通安全対策を実施していますが、本町における交通事故の発生状況をみると、高齢者の関係する事故の割合が依然として高いことから、引き続き高齢者に対する交通安全対策の強化が求められています。

(2) 防犯対策の推進

- ◆ 平成26年中の本町の刑法犯認知件数は113件、犯罪率（人口1万人当たりの認知件数）は49.9%となっており、県内43市町村の中で上位7番目となっています。種別でみると、窃盗犯が73件で、全体の64.6%を占めています。また、「車上ねらい」や「声かけ事案」のほか「うそ電話詐欺」の被害など、犯罪の多様化が指摘されており、これらの未然防止対策の強化が求められています。
- ◆ 町管理防犯灯のLED整備率は21.6%（平成27年3月末現在）で、第1次総合振興計画の成果目標20%を達成していますが、引き続き、LED防犯灯の整備を推進し、省エネ化を図る必要があります。



《交通事故の発生状況》

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
件数	100件	101件	75件	94件	73件
死者	1人	0人	1人	4人	1人
傷者	123人	118人	92人	115人	81人
高齢者事故 (割合)	60件 (60.0%)	50件 (49.5%)	30件 (40.0%)	39件 (41.5%)	36件 (49.3%)

2 施策の方向性

(1) 交通安全対策の推進

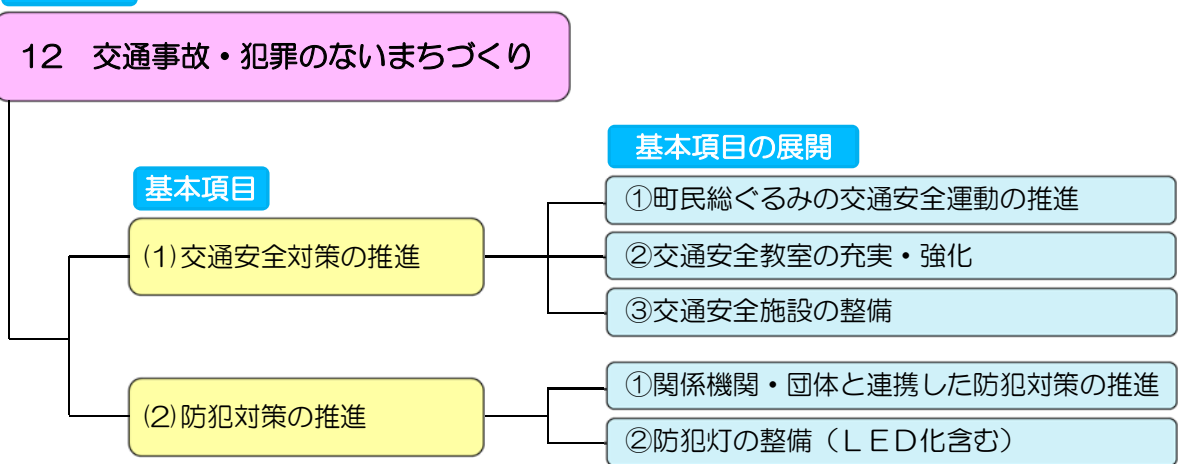
- ◆ 「さつま町交通安全計画」に基づき、町民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故防止に努めます。(第10次交通安全計画<平成28年度～平成32年度>の策定)
- ◆ 幼児、児童生徒、高齢者等への交通安全教室の充実・強化を図ります。
- ◆ 道路を安全に通行できるよう交通安全施設を整備し、危険箇所の解消に努めます。

(2) 防犯対策の推進

- ◆ 警察・地区防犯協会をはじめ関係機関・団体との連携を強化し、防犯情報の提供に努め、防犯意識の高揚や防犯対策の推進に努めます。
- ◆ 防犯灯を設置する公民会を支援し、地域の防犯対策の強化に努めます。
- ◆ 町管理防犯灯のLED化を図り、電気料など維持管理費の軽減に努めます。

3 施策体系

基本施策



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
交通事故件数	73件	二桁化	二桁化の継続
刑法犯認知件数	113件	二桁化	二桁化の継続
町管理防犯灯LED化率	20%	30%	10%増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	◆ 交通安全・防犯意識を高め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、各種安全運動に積極的に参加しましょう。
事業者・NPO等	◆ 事業活動を行う上で安全確保に努め、各種安全運動に積極的に協力しましょう。
行政	◆ 県、関係機関等との連携を図りながら、町民総ぐるみの交通安全・防犯対策の推進を図ります。

〔基本施策 - 13〕 安全で豊かな消費生活を営めるまちづくり

1 現状と課題

(1) 消費者トラブルの未然防止と救済

- ◆ 近年消費者トラブルが複雑化、悪質・巧妙化している中で、消費生活における安全・安心の確保が強く求められています。

(2) 消費者教育・啓発の充実

- ◆ 情報化社会、カード社会、契約社会と言われる中で、社会経験の浅い若年者は、有料情報サイトの架空請求や金融トラブルなどの消費者トラブルに遭うケースが多くなっています。また、高齢者においては、訪問販売や電話勧誘などの被害が多く、被害に遭っても相談しない、あるいは被害に気付かないケースも多くみられることから、消費者教育・啓発の強化、充実が緊急の課題となっています。

(3) 高齢者等の見守り体制の連携強化

- ◆ ひとり暮らしや認知症等の高齢者や障がいなどにより十分な相談や判断ができないまま事業者と契約し、消費者トラブルに巻き込まれているケースが多く発生しており、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防、警察などと連携した見守り体制の強化が求められています。

《消費生活相談件数等の状況》

(単位：円)

	さつま町		鹿児島県 (さつま町関係分)		合 計		平成26年度中の 主な相談内容
	件数	救済金額	件数	救済金額	件数	救済金額	
平成26年度	115	18,424,137	85	3,037,386	200	21,461,523	①健康食品購入 ②健康器具(マット等)購入 ③住宅外壁等工事 ④送りつけ商法 ⑤電話設定業務 ※その他、インターネットによる不当請求や金融に関する相談あり。
平成25年度	30	2,181,480	104	3,894,887	134	6,076,367	
平成24年度	24	1,886,550	87	5,108,410	111	6,994,960	
平成23年度	30	3,366,616	115	7,764,925	145	11,131,541	
平成22年度	24	1,047,880	67	1,531,351	91	2,579,231	
平成21年度	19	2,660,346	87	2,770,045	106	5,430,391	
平成20年度	22		68	3,320,823	90	3,320,823	
合 計	264	29,567,009	613	27,427,827	877	56,994,836	

2 施策の方向性

(1) 消費者トラブルの未然防止と救済

- ◆ 広報紙や消費生活講座等の活用により情報提供を行い、消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ◆ 消費者の身近な相談窓口である町相談窓口について、その周知に努め、相談体制の更なる充実・強化に努めます。

(2) 消費者教育・啓発の充実

- ◆ 年齢層など対象者ごとにテーマを絞った各種消費生活講座等の開催や教材等の作成・提供を行うなど、消費者教育・啓発の充実・強化に努めます。

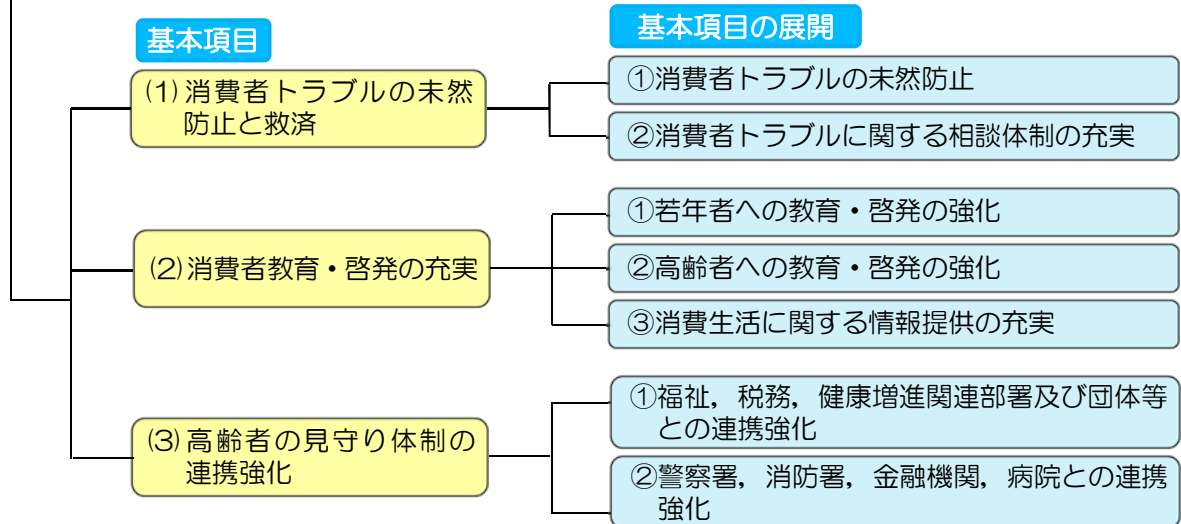
(3) 高齢者の見守り体制の連携強化

- ◆ 増加傾向にある高齢者の消費者トラブルの未然防止，被害拡大の防止や被害者救済を図るため，関係機関や民生委員・ホームヘルパー等との連携強化による見守り体制の充実に努めます。

3 施策体系

基本施策

13 安全で豊かな消費生活を営めるまちづくり



4 成果目標

項目	現状値(H26)	目標値(H32)	比較
消費生活講座受講者数	1,400人	1,700人	300人増

5 役割分担

区分	役割
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費生活講座に積極的に参加し，消費者トラブルを未然に防ぎましょう。 ◆ 地域の見守り活動を強化しましょう。
事業者・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費者に対し，契約内容等の十分な説明に努めましょう。 ◆ 行政機関等と連携して，消費生活問題の情報提供に努めましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費生活講座を開催し，消費者教育の強化に努めます。 ◆ 消費生活相談窓口を設置し，消費者トラブルに関する相談体制の充実に努めます。 ◆ 国・県や各関係機関との連携強化に努めます。